



# 正副会長の活動状況

## — 会務報告 —

日本弁理士会副会長

岸本 達人

### 1. はじめに

令和4年度の日本弁理士会副会長を務めさせていただいております、岸本達人です。私が担当する組織は、中央知的財産研究所、弁理士法改正委員会、産業標準委員会、業務対策委員会、継続研修履修状況管理委員会、地域会サミットです。それらの活動について、紹介いたします。

### 2. 活動報告

#### 【中央知的財産研究所】

長期的及び国際的視野から、内外の知的財産及び弁理士の諸問題について調査・研究を行い、その成果を別冊パテントで公表しています。この研究所は、弁理士で構成される内部研究員と、学術界又は産業界の学識経験者、弁護士、裁判所・特許庁出身者等で構成される外部研究員とが共同で知財に関する研究を行っています。

本年度は、「知的財産権のエンフォースメントの新しい地平」、「知的財産と経済—インフラ産業における競争と知的財産権」、「不正競争を中心とした非登録型知財法制」、「イノベーションに資する技術情報の活用方法—先使用、ライセンス、消尽の視点を中心に—」を研究課題としています。

「知的財産権のエンフォースメントの新しい地平」は、今年度中に研究を終了し、別冊パテントを発行する予定です。

「イノベーションに資する技術情報の活用方法—先使用、ライセンス、消尽の視点を中心に—」は、公開フォーラムで会員及び非会員に発表する予定です（令和5年1～3月ごろ）。

また、会員向け研究発表会も開催する予定です（令和5年1～3月ごろ、テーマ未定）。

#### 【弁理士法改正委員会】

本年度は、以下の2つのポイントで活動を進めています。

(1) 弁理士制度のあるべきかたちの検討（今後の長期的視野に立った弁理士法改正事項に関する検討及び具体的提言）

令和3年弁理士法改正が一区切りし、数年後の改正時期に備え、改正すべき事項の検討を進めています。現在は、幅広い分野にわたって多くの可能性について議論しているところです。

(2) 弁理士法改正対応についての必要な情報収集並びに会員への周知及びその他のサポート

令和3年弁理士法改正において「弁理士法人への名称変更」と「一人法人が可能であること」が盛り込まれたところですが、特許業務法人については施行日（令和4年4月1日）から1年以内（令和5年3月31日まで）に名称変更手続を終えていない法人は解散したものとみなされます。

そこで、会員が名称変更手続を速やかに実行できるように、会員課を通じて質問窓口を設けるとともに、参考資料として、特許業務法人から弁理士法人への名称変更について（令和4年発行）、弁理士法人の手引（令和4年6月発行）、弁理士法人に関する参考資料（令和4年発行版）、弁理士法人関係届出書式などを電子フォーラムに掲載しています。

#### 【産業標準委員会】

産業標準規格その他の規格の作成に関与し、又はこれに関する相談に応じることができるスキルを弁理士に普及させることを目的とし、調査・検討しています。

本年度、スキルの調査・検討については、大企業における産業標準を利用した知財戦略を調査・検討する部会と、中小企業における産業標準を利用した知財戦略を調査・検討する部会に分かれて活動しています。

中小企業における産業標準の利用は注目されつつありますが、多くの中小企業はその可能性にまだ気づいていません。弁理士が中小企業による産業標準の利用を支援し、その中からグローバル企業へ成長するケースが当たり前のことになってほしいと願っています。

弁理士へのスキル普及については、会員向けセミナーを企画・実施する部会と、標準に関するコンサルティングができる弁理士の育成を検討するためにトライアル案件を実施する部会に分かれて活動しています。

会員向けセミナー（継続研修）としては、8月24日に、一橋大学 経営管理研究科 教授 江藤学氏を講師に招き、「製品開発・市場化における知財マネジメント戦略～第1回・ツールとしての標準化～」をテーマとするセミナーを開催しました。このコンテンツは、eラーニング化され、今後3年間配信されます。今後、江藤学氏の第2回セミナーを開催する予定です。

#### 【業務対策委員会】

弁理士の資格がない者が弁理士業を行っていること（非弁行為）を調査し、行為を止めさせる活動を行っています。弁理士が本来得るべき利益を直接侵奪する行為を撲滅するための活動です。

会員の皆さんからの情報提供や業務対策委員会の自発的な調査によって、非弁の疑いがもたれる行為を発見し、非弁疑義者と行為の詳細を特定し、疑いが晴れない場合には疑義者に対し是正を求めます。悪質な事案には、刑事告訴も視野に入れて対応します。

非弁行為の禁止規定は弁理士法75条に定められていますが、当該規定中の「報酬を得て」要件を立証することが極めて困難であるため、非弁行為を止めさせるまでに多大な労力を要し、徒労に終わることも少なくありません。近年は、非弁行為が巧妙化しており、困難な活動を強いられています。

この委員会は、税理士法や司法書士法等と同様に、

弁理士法75条の「報酬を得て」要件を外す法改正についても、長年にわたり検討と情報蓄積を続けていますが、実現できる見込みは立っていません。

#### 【継続研修履修状況管理委員会】

会員の皆さんの継続研修の履修状況を管理し、未履修者に対して受講勧告を行っています。

継続研修は弁理士会会則（会則17号）57条に規定されており、具体的な手続は、継続研修履修状況管理規則（会令89号）及び継続研修実施細則（内規94号）に規定されています。研修期間内に所定の研修単位を履修しなかった者には受講勧告書が送付され、説明書の提出が認められ、やむを得ない理由がある場合には保留期間内に不足分を履修することにより受講完了となります。一方、やむを得ない理由が認められない場合及び保留期間内に履修完了しない場合には、処分予定通知が送付され、弁明書の提出が認められ、やむを得ない理由がある場合には保留期間内に不足分を履修することにより受講完了となります。一方、やむを得ない理由が認められない場合及び保留期間内に履修完了しない場合には、会長に義務不履行者の報告がなされ、その後は、会員処分のための調査対象となります。

病気等で履修が困難な場合には、救済措置（やむを得ない理由、保留期間）の対象となるか、会員課にご相談ください。

#### 【地域会サミット】

地域会サミットは、全ての地域会会長と本会役員が参加し、地域会にかかわる問題について議論する会議です。本年度の地域会サミットは、10月ごろに開催する予定です。コロナ感染が定期的に流行する状況の下、本年度もリアル会議とWEB会議を組み合わせたハイブリッド会議を計画しています。